

資料3 記録の保存に係る「完結の日」の解釈について

(2)居宅介護支援・介護予防支援関係

(H27.1)

省令基準の規定により整備・保存しなければならない記録		平成27年度以降における 完結の日の起算点の解釈	5 年 間 保 存	居 宅 介 護 支 援	介 護 予 防 支 援
1	居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	連絡調整を行った日	○	1	1
2	利用者に提供するサービスに関する計画	計画期間中のサービス提供に係る最終 の居宅介護サービス計画費等の受領日	○	2	2
3	提供した具体的なサービスの内容等の記録	居宅介護サービス計画費等の支給の 根拠となる記録	○	2	2
		上記以外の記録	×		
4	利用者が故意に要介護度を悪化させた場合等の市町村への通知に係る記録	対応の終了日	×	3	3
5	事業者が受け付けた苦情の内容等の記録	対応の終了日	×	4	4
6	サービス提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	対応の終了日	×	5	5

※表中の数字は、各省令基準における「記録の整備」の条項中「第○号」を表す。